

宿泊約款

適用範囲

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊約款及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

宿泊契約の申し込み

第2条 当ホテルに宿泊約款の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- ① 宿泊者名
- ② 宿泊日及び到着予定時刻
- ③ 宿泊料金（原則として別表第1の基本宿泊料による。）
- ④ その他当ホテルが必要と認める事項

2. 宿泊者が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

2. 前項の規定により宿泊約款が成立したときは、全宿泊期間の宿泊料金を、宿泊開始前又は当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

3. 前項の宿泊料金を同項の規定により宿泊開始前又は当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊約款はその効力を失うものとします。

宿泊契約締結の拒否

第4条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- ① 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊の申し込みをしようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- ④ 宿泊の申し込みをしようとする者が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団およびその構成員ならびにその関係者、その他の反社会勢力であると認められるとき。

⑤ 宿泊の申し込みをしようとする者が暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき。

⑥ 宿泊の申し込みをしようとする者が、法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの。

⑦ 宿泊の申し込みをしようとする者が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。

⑧ 宿泊の申し込みをしようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。

⑨ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。

⑩ 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。

⑪ 宿泊しようとする者が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあるとき、及び、宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

宿泊客の契約解除権

第5条（宿泊客の契約解除権）

宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2. 宿泊客が前項により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合、当ホテルは、別表第2に掲げるところにより、違約金をお支払いいただきます。

3. 宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の到着予定時刻になっても到着しないときは、当ホテルは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとして処理することができるものとします。

当ホテルの契約解除権

第6条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

① 宿泊客が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成4年3月1日施行）による暴力団およびその構成員ならびにその関係者、その他の反社会勢力であると認められるとき。

② 宿泊客が、宿泊に関してまたは当ホテル内で、暴行、脅迫、恐喝、不当な要求、賭博行為、使用禁止薬物の所持もしくは使用、他の利用客に著しく迷惑を及ぼす行為、その他法令公序良俗に反する行為をするおそれがあるとき。

③ 宿泊客が伝染病であるとき、又はその疑いが濃厚なとき。

宿泊約款

- ④ 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- ⑤ 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- ⑥ 宿泊客が、他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき、及び、宿泊客が他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- ⑦ 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊者がいまだに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

宿泊の登録

第7条 宿泊者は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- ① 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
- ② 日本国内に住所登録地のない外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。（確認の為、パスポートのコピーをとらせていただきます。）
- ③ 出発日及び出発予定時刻。
- ④ その他当ホテルが必要と認める事項。

2. 宿泊客が第11条の料金の支払いを宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

客室の使用時間

第8条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後4:00から翌午前10:00までとします。

2. 当ホテルは時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けることとし、この使用時間に対する料金は双方の話し合いにより決めるものとする。ただし、客室使用に余裕がない場合は、宿泊客から申し出があっても断ることもあります。

3. 前二項に基づき宿泊客が客室を使用できる時間内であっても、当ホテルは、安全及び衛生管理のため客室に立入り、必要な措置をとることができるものとします。

利用規則の遵守

第9条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定める利用規則に従っていただきます。

営業時間

第10条 当ホテルの主な施設等の営業時間は原則として次

のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けのパンフレット、各所の掲示、客室内のサービス説明書等でご案内いたします。

① フロントサービス時間

イ 門限（ロビー階正面玄関）	午前 0:00
ロ フロント	午前 0:00

2. 前項の時間は、必要な場合には変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

料金の支払い

第11条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表第1に掲げるところによります。

2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際、フロントにおいて行っていただきます。

3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

当ホテルの責任

第12条 当ホテルは、宿泊約款及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 当ホテルは、宿泊客が客室でインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたことによって生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による損害については一切の責任を負いかねます。また、システム障害や技術的問題によりご利用いただけなかったことや、通信の中断によって生じた損害についても一切の責任を負いかねます。

契約した客室が提供できないときの取扱い

第13条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

寄託物等の取扱い

第14条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、宿泊客がその種類及び価額の明告を行わなかったときは、当ホテルは5万円を限度としてその損害を賠償します。

宿泊約款

2. 宿泊客が当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに、貴重品について、フロントにお預けにならなかったものに関しては当ホテルの故意又は重大な過失がない限り、滅失、毀損等の損害が生じても当ホテルは責任を負いかねます。

宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

第15条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。

2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合は、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日から一週間当ホテルにて保管し、その後貴重品については最寄りの警察署へ届け、その他の物品については処分させていただきます。(飲食物・雑誌に関しては即日処分とさせていただきます。)

第16条 (大浴場利用時の手荷物の管理)

大浴場を利用される場合には、貴重品(現金を含む。以下、本条において同じ。)及びルームキーは、必ずフロントにお預けいただくものとします。

2. フロントにお預けになった物品の取扱いは、第14条1項の規定に従うものとします。

3. 貴重品及びルームキーを脱衣籠に入れたまま入浴する等、第1項に従った対応をしなかったことにより、盗難もしくは第三者がルームキーを不正利用したことによって生じた損害について、当ホテルは責任を負いません。

駐車場の責任

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

客室の清掃

第19条

宿泊客が2泊以上連続して同一の客室に宿泊される場合、当該客室の清掃は、原則として毎日行わせていただきます。

2. 宿泊客から清掃は不要である旨のご要望を受けた場合であ

っても、法令及び都道府県条例等の趣旨に鑑み、少なくとも2日経過ごとに1回、客室の清掃を行わせていただくものとします。但し、当ホテルが必要と認める場合には、随時客室の清掃ができるものとします。

3. 前項の客室清掃について、宿泊客は、これを拒否できないものとします。

別表1

	内訳	
	基本宿泊料金	客室及びサービス料
宿泊料金	付帯料金	飲食料金およびその他利用料金
	税金	消費税、入湯税等

1. 宿泊料金は、店舗内、パンフレット及びホームページ等に掲示する料金表によります。

2. 客室定員数を超過して宿泊できるのは、小学生未満の方に限ります。但し、客室の規模等により、人数を制限させていただく場合があります。

ご利用の際は、次に掲げるエクストラ料金を申し受けます。

小学生未満 金 2,000 円

3. 前項によるご利用の場合の朝食料金は正規料金とする。

別表2

契約解除日	契約申込人数	
	個人(1名~9名まで)	団体(9名以上)一人あたり
不泊	100%	100%
当日	100%	100%
前日	50%	50%
9日から2日前まで	0%	20%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。

2. 契約日数が短縮された場合は、その短縮日数にかかわらず、短縮により宿泊しないこととなった最初の日の分についてのみ、違約金を収受します。

3. 宿泊人数の一部について契約の解除があった場合、契約を解除された人数分の宿泊料金を基に算出した額の違約金を収受します。

利用規則

当ホテルは、宿泊客に安全・快適にご利用をいただくため、ホテルの持つ公共性を保持するため、宿泊約款と一体となる下記の規則を定めております。この規則に違反したときは、宿泊約款第6条の規定により、宿泊契約を解除することがあります。

記

1. 貴重品は、その種類及び価額を明告したうえで、フロントへお預けください。但し、以下の物品のお預かりは致しかねます。なお、ホテル内での金品の盗難や紛失につきましては、当ホテルでは一切責任を負いかねます。

(イ) 10万円を超える価値を有する物品又は金銭等

(ロ) 美術品、骨董品など損壊し易い品物

(ハ) 情報記録装置を有する機器（パソコン、携帯電話、その他のIT機器等）

(ニ) 個人情報に関わる物品（顧客名簿等）

2. 客室定員を超えての客室利用は、原則禁止致します。申し出なく客室定員を超えての利用が発覚した場合は、その超過利用分を請求致します。

3. 当ホテル内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 暖房用、炊事用の火器及び当ホテルの貸出品以外のプレス用のアイロンその他の電化製品の使用

(2) ベッド、その他の火災が発生しやすい場所及び当ホテル所定の場所以外での喫煙

(3) 放歌高吟等の喧騒行為、異臭放散その他第三者に嫌悪感や迷惑を及ぼしたりする行為

(4) 次に定める物品の持ち込み

(イ) 動物、鳥類等

(ロ) 覚醒剤、麻薬類等、法令により所持を禁止されている薬品類

(ハ) 発火又は引火しやすい火薬や揮発油類及び身体に害を及ぼす危険性のある薬品

(ニ) 許可証のない銃砲、刀剣類及びこれらの類似品

(ホ) 著しく多量もしくは重量のある物品

(ヘ) 悪臭を発するもの

(ト) ごみ及び客室の衛生を妨げる物品

(チ) 当ホテル内での使用を目的とした電化製品及び調理器具等の物品

(リ) その他当ホテルが客室への持込みを禁ずる物品

(5) 公序良俗に反する行為

(6) 他の宿泊客にチラシその他の広告物を配布する行為

(7) 館内の諸設備及び諸物品の移動、加工、持ち出し、及び本来の用途以外の目的での使用

(8) 客室以外の場所での所持品の放置

(9) 客用以外の施設への立ち入り（緊急事態又はやむを得ない事情のある場合を除く。）

(10) 当ホテルが許可する施設以外から飲食物等の出前を取る

(11) ユニットバス内及び大浴場内での染毛・漂白剤等の使用

(12) その他当ホテル内での安全及び衛生の妨げとなる全ての行為

4. 客室内での次に定める行為は固く禁止しております。

(1) 営利を目的とした活動及び宿泊を目的としない利用

(2) 外来者との客室での面会

(3) 客室の窓に写真、ポスターを貼付し、その他ホテルの外観を損なう物品を掲示すること

5. 客室キーを紛失された場合には、鍵交換工事に要する費用の全額を申し受けます。また紛失された方の身分証明書のコピーをとらせていただきますのでご注意ください。

6. 駐車場のご利用方法

(イ) 駐車台数は原則お一人様1台とさせていただきます。

(ロ) 観光バス及び特別医療車両を除き、1台枠を越える中・大型車の駐車は、原則お断り致します。

(ハ) 宿泊客のご利用時間は、原則としてご到着時からご出発時までとさせていただきます。

(ニ) 駐車場敷地内での洗車は、原則禁止致します。

■客室の時間外使用による追加料金について

当ホテルは時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には追加料金を申し受けることとし、この使用時間に対する料金は双方の話し合いにより決めるものとする。ただし、客室使用に余裕がない場合は、宿泊客から申し出があっても断ることもあります。

■小学生未満の添い寝の追加料金

一名あたり・・・2,000円

※小学生以上につきましては大人と同一料金となります。